

社会福祉法人岩手県手をつなぐ育成会 平成27年度 事業計画書

1 運営方針

平成18年に施行した障害者自立支援法が施行され9年が経過し、その間平成21年には一部法律の改正が行われ、平成23年の障害者基本法の一部改正を踏まえ、法の目的規程を「自立」に代わり、新たに、「基本的人権を享有する個人としての尊厳」の明記と障害福祉サービスに係る事業給付に加え、地域生活支援事業による支援を明記し、それを総合的に行うことなどで改正し、平成24年に、地域社会における共生の実現に向けて新たな障がい保健福祉施策を講じるための関係法律の整備に関する法律「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合福祉法)」が、平成25年4月と平成26年4月の2段階施行となっております。

今年度は、障害者総合福祉法施行後3年目において、報酬改定(単価の見直し)が幅広く見直しが行われた。見直し内容とし、全体の障害福祉支援に係る総額予算は昨年度並みで予算確保ができた旨新聞報道でありましたが、個別事業でみると、基本の報酬単価が就労継続支援B型で1.3%、生活介護事業で7.0%減額となった。また、食事加算が29%と大幅に減額になる等、これまでの事業に係る報酬単価は基本的に減額となった。今回の報酬単価改正で特に目だったのは、サービスの提供時間や支援内容によって減算とする仕組みを取り入れたこと、これは支援を厚く行っている法人にとっては、ある意味公平であり、これまで行ってきた支援が評価される結果であり、当法人としては、幸い減算対象となる支援内容には成っていないことから、平均では、4.0%前後の減額に留まる予定である。

今年度の計画として、第一には、昨年度開設したグループホームに事務室として使用していた空き部屋があることから、内装等改修工事を行い、体験利用が可能となるよう部屋を増設する。第二に、昨年度設置した「短期入所事業設置検討委員会」の結果を踏まえて、第3次中期計画のメイン事業として、短期入所事業所の設置を進める予定である事から、その規模や内容を検討すべく「短期入所設置委員会」として引き続き1年かけ具体的な計画を作成する。第3には、平成26年度に開設予定であった特定相談支援事業所を8月に開設する。第4には、あすなろ屋羽場店においては、間仕切り工事を行い麺打ち室を整備し、7月を目処に手打ちそばの販売を行い、利用者の作業拡大と売上向上につなげる。

継続事業の中では、平成25年4月1日からスタートしたさわら園が3年目となり、新たに4名の利用者を迎える合計36名の利用者となります。従って、事業運営としては、一定の経営基盤が見込める事から、今年度は生活支援の一層の充実と就労に係る活動の場の拡大を図るべく努力する。就労支援に関して、本場では、各事業所の調整役としてあすなろ屋飯岡店、あすなろ屋羽場店事業所との連携を深め、受託作業の取引先と調整を図りつつ、仕事の空きが出ないよう生産計画の精度を高めていく。あすなろ屋飯岡店においては、従来の受託作業の取引先と信頼を深め、「かりんとう」の菓子製造と併せて、昨年度人気を博したドミニカン修道院のクッキー「ニックナック」の販売先が好調であることから、生産体制の充実を図り生産能力の拡大を図る。

さらには、あすなろ園拠点グループとさわら園との事業所間の連携を移動販売を通じて深め、利用者にとって幅広い経験や支援が可能になるよう取り組む。

2 主な事業内容

(1) 障害者自立支援法における障害福祉サービス事業所の経営

今年度は平成25年4月に開設した「さわら園」も3年目を迎える事業所定員35名に対して38名と定員を充足することから、職員の更なる支援スキルの向上と支援内容の充実に努める。さらに、今年度は、障害福祉サービス事業所さわら園内に「特定相談支援事業者・障害児相談支援事業」を立ち上げることから、総合計画作成におけるサービス担当者会議開催を想定したあすなろ園グループとさわら園との2大拠点の更なる連携を深めると共に、利用者にとって幅広い支援や体験、そしてニーズの掘り出しが可能になるよう進める。

また、あすなろ屋羽場店においては平成25年度より就労移行支援事業の定員を6名から10名としながら、常に就職者を出しながらも利用希望者が増え、2年目の今年度は定員を超える契約利用者数12名となった。このことは、就職に結びつける技術が高い評価を得ているところであり、今後更なる利用者確保に向けての企画と働く環境を整えて行く。

- ア 指定障害福祉サービス事業 あすなろ園（多機能型） 定員46名
 - ・障害福祉サービス事業 就労継続支援B型 40名 H27.4.1定員増
 - ・障害福祉サービス事業 自立訓練(生活訓練) 6名
 - イ 指定障害福祉サービス事業 あすなろ園あすなろ屋（多機能型） 定員30名
 - ・障害福祉サービス事業 就労継続支援B型 20名
 - ・障害福祉サービス事業 生活介護 10名
 - ウ 指定障害福祉サービス事業 あすなろ園あすなろ屋羽場店（多機能型） 定員20名
 - ・障害福祉サービス事業 就労継続支援A型 10名
 - ・障害福祉サービス事業 就労移行支援 10名
 - エ 指定障害福祉サービス事業 さわら園（多機能型） 定員40名
 - ・障害福祉サービス事業 生活介護 20名
 - ・障害福祉サービス事業 就労継続支援B型 20名 H27.4.1定員増
- (2) 市町村地域生活支援事業： 日中一時支援事業 移動支援事業
地域生活の支援が必要な方への居宅支援として、一時預かり、余暇活動、社会活動への付添支援等を行う。
- ア あすなろ園地域生活支援センター「ヤッホー」H19.4.1指定
 - イ さわら園地域生活支援センター「スキップ」 H25.4.1指定
- (3) 共同生活援助、共同生活介護事業
- ア ひのき館 定員4名（共同生活援助（介護サービス包括型））H18.10.1指定
 - イ なでしこ 定員4名（共同生活援助（介護サービス包括型））H25.08.1指定

3 新規事業の展開

(1) 利用者や保護者の高齢化が進む中、生活支援や居住支援に目を向けた中期計画変更版（平成24年～平成28年度）が「短期入所事業設置検討委員会」において平成26年度検討され概ね計画案（別紙報告書のとおり）ができ、短期入事業を進める方向となった。

今年度は、先進地の視察を踏まえて、具体的な内容や建物等の大きさ等を検討するため、「短期入所事業計画案検討委員会」を発足させ、具体的な内容を協議していく。

(2) 平成26年10月1日に「特定相談支援事業者・障害児相談支援事業（計画作成担当）」の事業所あすなろ園本場内に設置する予定であったが、計画を見直し平成27年8月1日よりさわら園内に【さわら園地域生活支援センター「スキップ」】事業所を立ち上げる。

(3) 今年度は、「あすなろ園本場」及び「さわら園」就労継続支援B型事業に係る定員を変更し、利用希望に対する体制を整備する。

あすなろ園 定員34名 現員予定41名 変更後定員40名

さわら園 定員15名 現員予定23名 変更後定員20名

(4) 現在のグループ「なでしこ」（定員4名、平成26年1月開始）の一部を居室として改装し、体験利用が可能なグループホームとして指定を受けるため、改修工事の計画を作成し、平成27年度中に利用可能となるよう進める。

(5) 現在のあすなろ屋羽場店の事業所の就労継続支援A型事業の軽食堂において「手打ちうどん」の提供を行っておりますが、利用者の作業確保のため、本格的な「手打ちそば」（日本そば）を提供する事から、麺打ち室を間仕切り改修工事を行う

(6) 就労移行支援事業を希望する利用者が今年度4名増え利用契約者が13名となります。

従って、これまでの作業スペースや休憩スペースでは手狭であることから、そのスペースの確保のため間仕切り等を行う改修工事を行う。又、建物が、元倉庫でもあることから、暖房等の設備が無く、劣悪な環境であるため、暖房設備の設置工事を行い、働く環境を整える。

4 理事会

第1回理事会 5月中旬
第2回理事会 9月中旬
第3回理事会 12月初旬
第4回理事会 3月中旬

5 評議員会

第1回評議員会 5月中旬
第2回評議員会 12月中旬
第3回評議員会 3月中旬

6 監事による出納調査及び業務監査

4月中旬 平成26年度第4四半期監査
5月上旬 平成26年度決算・業務監査
7月中旬 平成27年度第1四半期監査
10月中旬 平成27年度第2四半期監査
1月中旬 平成27年度第3四半期監査

7 会計顧問(税理士)指導

4月中旬 平成26年度第4四半期会計指導

5月上旬	平成26年度決算・会計指導
7月中旬	平成27年度第1四半期会計指導
10月中旬	平成27年度第2四半期会計指導
1月中旬	平成27年度第3四半期会計指導

8 苦情解決制度への取組

平成27年度も第三者委員に年2回相談日を決め園に足を運んでもらい、利用者の相談にのっていただく。また、事業所においてもさわら園ができ4カ所の事業所を運営することから、全体の事業所の「意見・要望」に考慮し、日常的な状況の把握と意見傾聴を意識した対応に努める。

9 第三者評価の導入

一定の基準以上のサービスの質を担保する考え方から、第三者からの評価を活用するなど、自己の提供するサービスについての客観的認識に努め、その結果を踏まえて、積極的にサービスの質の向上が図れるよう体制づくりを進める。

10 権利擁護及び虐待防止への体制づくり

障がい者の社会参加が進むにつれ、障がい者本人による自己選択・自己決定が自立支援の一つとされる中で、権利侵害や広い意味での虐待が行われる場合も多くなってきた。

平成22年12月岩手県においては、「障がいのある人もない人も共に学び共に生きる岩手県条例」が制定され、更に国においては、平成23年6月24日に「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」の制定を受けて、当法人においてこれらの認識を深めると共に、防止のための研修と仕組みづくりを進める。

11 職員研修

平成25年4月に開設した障害福祉サービス事業所「さわら園」(定員40名)も3年目で定員を5名増員し、さらにあすなろ園本場においても6名定員を増員し、あすなろ園グループとし定員が96名となり、総定員136名となる。また、職員においても、あすなろ園グループ36名とさわら園14名と合わせて50名となったことから、中堅職員や管理職員研修の充実を図ると共に、障害者権利擁護に関する研修にも力を入れ、より質の高いサービスと専門的な支援ができるよう取り組む。また、「特定相談支援事業者・障害児相談支援事業(計画作成担当)」を行うことから、相談業務に係る知識やアセスメントのスキルを高めるべく先進地の視察等含め研修を行う。